

いじめ発生時対応の流れ

※1から3までと「当該保護者への第一報」は、当日中が望ましい

1 いじめ発覚

アンテナを高く
した実態把握軽度であっても報告担任
一人で判断しない

2 情報収集・事実確認

憶測を入れずに
事実を確実に報告

3 方針決定・役割分担

チームによる方針
決定とサポート

4 解消への取組

全職員による
組織的な指導いじめ防止等対策委員会
での決定事項は、全職員
に周知する。

5 経過報告

安易に解消としない
切れ目のない指導と支援

報告は職員で共有する。

6 継続支援 再発防止

・全校体制でいじめ未然防止
・日常的な保護者、関係者との連携

学級担任・学年主任 等

- ①被害児童、加害児童の確認
- ②被害児童の安全確保
- ③生活指導主任に報告
- ④支援体制が確定するまでの学年間、学年部間での支援体制づくり

報告

連携

連携

生活指導主任

報告

指導・助言

校長・教頭

生活指導部

- ①事実の共有
- ②当該児童のこれまでの情報収集
- ③情報の記録、整理の担当者の決定

正確な実態把握 当該児童と望ましい関係にある職員が実施する

当事者、周囲の児童からは、個々に聞き取る。(できるだけ一斉に)
聞き取りの際には、複数の教職員で行うことが望ましい。(生活指導部に要請)
いじめの全体像や背景も把握する。※重大事態の場合は、調査前に調査方法について保護者へ説明する。
※重大事態(生命心身財産)発生後直ちに市教委へ報告。重大事態に係る不登校は、欠席が1週間に達する前に判断して報告

生活指導部

- ・校長、教頭、教務主任、当該学年担任、養護教諭、生活指導主任他1名程度
- ・その他校長が認める者
- ・必要に応じてS W (上越市教育委員会、上越教育事務所)、P T A会長、学校訪問カウンセラー(上越市立教育センター)、児童相談所等
- ① 事実の確認・共有
- ② 今後の対応について
 - ・被害児童、加害児童への対応
 - ・被害児童、加害児童の保護者への対応
 - ・傍観者への指導

校長・教頭

- ・いじめ確認後市教委に報告
- ・場合によっては警察に通報

相談・サポート機関

- ・市教委・JAST・上越教育事務
- ・子ども家庭センター
- ・上越児童相談所・上越警察署
- ・上越市若竹寮・各医療機関
- ・学校運営委員会・P T A

被害児童への対応

- ・被害児童を保護し、守りぬく決意を伝える。
- ※「君にも原因はある」「頑張り」などの指導安易な励ましをしない。
- ・登下校、休み時間、放課後の時間等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ・状況に応じてカウンセラーの活用も含めた心のケアを行う

加害児童への対応

- ・相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
- ・被害児童への謝罪をする。※但し、安易な謝罪はさせない。
- ・状況に応じて別室での学習を検討する。
- ・当該児童の問題行動の背景をよく理解し心に寄り添った指導を心がける。

当該児童の保護者への対応※

- ・面談は、必ず複数で実施する。(担任と管理職または生活指導部より)
- ・直接会って、いじめの全体像を説明する。(被害児童の家庭へは家庭訪問が望ましい)
- ・具体的な支援策を提示する。

学級担任・学年主任 等

- ・声掛け、教育相談等で不安や悩みの解消(必要に応じて1週間は毎日電話連絡「担任」)
- ・当該児童の自己肯定感の回復
- ・指導の経過と結果を関係した保護者に報告

報告

連携

いじめ防止等対策委員会

- ・対応の検討
- ・いじめ問題の解決まで見届けるものとする。

学級担任・学年主任 等

- ・いじめが解消後も、関係児童への指導、支援を継続する。
- ・「心の教育」の充実を図り、誰もが大切にされる学級づくりに努める。
- ・安易に解消したと判断せずに、いつでも相談できること、経過を見守ることを当該児童及び保護者に伝える。

生活指導部

- ・当事者の問題とせず、学級・学年・学校全体の問題としてとらえ、年間指導計画への改善を検討する。
- ・計画的、継続的に児童、保護者、地域へのいじめの未然防止、早期発見への啓発をする。
- ・教育相談研修、いじめの理解や防止に関する研修、人権感覚を磨く研修を計画実施する。